

練馬区条例第50号

練馬区立こどもの森緑地条例

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく都市公園として設置された練馬区立こどもの森緑地（以下「こどもの森」という。）の管理および利用について必要な事項を定めることにより、子どもが遊びや自然体験を通じて、みどりの豊かさを実感できる場を提供し、もってみどりの保全および創出に関する意識の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 こどもの森は、前条の目的を達成するため、つぎに掲げる事業を行う。

- (1) みどりを活用した冒険的な遊びの場の提供に関する事業
- (2) 自然観察、果実等の収穫その他の自然体験に関する事業
- (3) こどもの森を利用する者および地域住民の交流に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第3条 こどもの森に、つぎに掲げる施設を設ける。

- (1) 樹林地
- (2) 果樹棚
- (3) 畑
- (4) 園路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

(休園日)

第4条 こどもの森の休園日は、1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日までとする。ただし、区長は、特に必要があると認めたときは、これを変更し、または臨時に休園日を定めることができる。

(開園時間)

第5条 こどもの森の開園時間は、午前9時から午後5時までの間で練馬区規則

(以下「規則」という。)で定める時間とする。ただし、区長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(団体利用)

第6条 保育園、幼稚園等が団体がこどもの森を利用しようとするときは、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

3 第1項の承認を受けた団体がこどもの森を利用するときは、当該団体において、責任者を配置しなければならない。

(団体利用の不承認)

第7条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の利用の承認をしない。

(1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。

(3) こどもの森の管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

(団体利用の承認の取消し等)

第8条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

(1) 利用の目的または条件に違反したとき。

(2) この条例または区長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の理由によりこどもの森の利用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(練馬区立都市公園条例の適用)

第9条 こどもの森の管理および利用についてこの条例に定めのない事項は、練馬区立都市公園条例(昭和33年12月練馬区条例第14号)を適用する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。